

(事業主の方へ)

平成29年度「雇用保険料率」を引き下げるための法律案を国会に提出しました

平成29年4月1日以降の失業等給付の雇用保険料率を労働者負担・事業主負担ともに1/1,000ずつ引き下げるための法律案を、国会に提出しました。

雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）については、引き続き3/1,000の予定です。

仮に、法律案の内容が修正されずに国会で成立した場合、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの雇用保険料率は下表のとおりとなります。

平成29年度の雇用保険料率（法律案が国会で成立した場合）

事業の種類	負担者	② 事業主負担			① + ② 雇用保険料率
		① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業		3/1,000	6/1,000	3/1,000	9/1,000
(28年度)		4/1,000	7/1,000	4/1,000	11/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業		4/1,000	7/1,000	4/1,000	11/1,000
(28年度)		5/1,000	8/1,000	5/1,000	13/1,000
建設の事業		4/1,000	8/1,000	4/1,000	12/1,000
(28年度)		5/1,000	9/1,000	5/1,000	14/1,000

※枠内の下段は平成28年度の雇用保険料率



よくあるご質問と回答

Q1 平成29年度の雇用保険料率は、いつ決まりますか？

<回答>

失業等給付の雇用保険料率を平成28年度の雇用保険料率から更に引き下げるためには、法改正が必要となるため、平成29年1月31日に雇用保険法等の一部を改正する法律案を国会に提出しました。

平成29年度の雇用保険料率は、法律案が国会で成立すれば決定しますが、国会での審議スケジュールは未定です。

Q2 平成29年度の雇用保険料率が決定したら、どのように周知されますか？

<回答>

厚生労働省ホームページに掲載するなどして速やかに周知します。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 > 雇用保険制度
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/index.html

雇用保険制度

検索

Q3 雇用保険法等の改正によって、雇用保険料率の他に、どのような制度変更があるのですか？

<回答>

雇用保険法等の一部を改正する法律案の主な内容は次のとおりです。（雇用保険関係）

- ①失業等給付の雇用保険料率の引下げ〔現行8/1,000→6/1,000〕（平成29年4月1日施行）
- ②倒産・解雇等により離職した者の所定給付日数の引上げ〔30～35歳未満：90日→120日 35～45歳未満：90日→150日〕（平成29年4月1日施行）
- ③賃金日額の上・下限額等の引上げ（平成29年8月1日施行）
- ④専門実践教育訓練給付の給付率の引上げ〔費用の最大60%→70%〕（平成30年1月1日施行）
- ⑤育児休業給付の支給期間の延長〔保育所に入れない場合等 1歳6ヶ月まで→2歳まで〕（平成29年10月1日施行）